

国際協力事業団

モンゴル国国税庁

# モンゴル国市場経済化支援調査 (徴税機能強化支援フェーズⅡ)

## 最終報告書 (要約)

JICA LIBRARY



J1166599(9)

2001年7月

社団法人 金融財政事情研究会

JICA  
115  
395  
SSF  
IBRARY

社 研 一
J R
01-105

国際協力事業団  
モンゴル国国税庁

モンゴル国市場経済化支援調査  
(徴税機能強化支援フェーズⅡ)

最終報告書 (要約)

2001年7月

社団法人 金融財政事情研究会



1166599[9]

プロジェクトの通貨換算率

適用年月：2001年7月

1,096 Tg / USD 1.00

125.40 円 / USD 1.00

## 序文

日本国政府は、モンゴル国政府の要請に基づき、「モンゴル国市場経済化支援調査」の一環として、同国の徴税機能強化にかかる調査を行うことを決定し、国際協力事業団が、この調査を実施いたしました。

当事業団は、平成12年7月から平成13年7月までの間、社団法人金融財政事情研究会の小柳友志郎氏を団長とする調査団を現地に派遣しました。また、一橋大学大学院国際企業戦略研究科の浅沼信爾教授を委員長とする作業監理委員会を設置し、本件調査に関し専門的かつ技術的な見地から検討・審議が行われました。

調査団は、モンゴル国政府及び同国の国税庁関係者と協議を行うとともに、同国での現地調査を実施し、帰国後の国内調査を経て、ここに本報告書完成の運びとなりました。

この報告書が、モンゴル国における適切かつ公平な税制の確立と財政の安定化に寄与するとともに、両国の友好・親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

終わりに、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成13年8月

国際協力事業団  
総裁 斉藤邦彦

## 伝達状

国際協力事業団  
総裁 齊藤邦彦殿

ここに、モンゴル国市場経済化支援調査（徴税機能強化フェーズⅡ）における報告書を提出いたします。

この報告書は、国際協力事業団との契約に基づき、社団法人金融財政事情研究会が実施した調査結果をとりまとめたものであります。

本調査団は、平成12年7月から平成13年7月までの間、計7回に亘って現地調査を実施いたしました。この現地調査及び国内作業の結果について、モンゴル国政府及び同国国税庁等関係機関と十分な協議を行い、モンゴル国の徴税機能強化のための提言を策定いたしました。調査団は、これらの提言に基づき、徴税担当官向け現地セミナーの実施・マニュアルの作成など、具体的な改善策について技術指導を実施し、本報告書をとりまとめました。

調査団は、モンゴル国における徴税機能強化が、今後のモンゴル国の発展に不可欠であることより、モンゴル国政府が最優先事項として取り組むことを推奨いたします。

本調査の実施に関し、モンゴル国政府及び同国国税庁等関係機関のご協力と、調査団がモンゴル国滞在中に受けたご厚意に対し、心から御礼申し上げます。また、国際協力事業団、外務省、在モンゴル国日本大使館、JICA ウランバートル事務所に対しましても貴重なご指導とご協力をいただいたことに深く感謝申し上げます。

平成13年8月

モンゴル国市場経済化支援調査団  
団長 小柳 友志郎

## 目次

<b>1</b>	<b>調査の背景と目的</b> .....	<b>1</b>
1.1	調査の背景.....	1
1.2	調査の目的.....	1
<b>2</b>	<b>フェーズⅠ及びフェーズⅡ調査における実績</b> .....	<b>2</b>
2.1	フェーズⅠ調査.....	2
2.2	フェーズⅡ調査.....	3
2.3	フェーズⅡ調査における提言概要.....	4
2.3.1	租税制度.....	4
2.3.2	法定領収書制度の創設.....	5
2.3.3	推計要領.....	5
2.3.4	法人税検査.....	6
2.3.5	青色申告制度の導入.....	7
2.3.6	不確定所得性事業・サービスにかかる課税.....	7
2.3.7	税務会計制度.....	8
2.3.8	査察制度.....	9
2.3.9	税務行政訴訟.....	9
2.3.10	職員の汚職防止制度.....	10
2.3.11	納税環境の整備.....	10
<b>3</b>	<b>今後の課題</b> .....	<b>12</b>

# 1 調査の背景と目的

## 1.1 調査の背景

モンゴル政府は日本政府に対し、社会主義国経済から市場経済への移行を推進させていく中で、開発戦略、公共投資計画および具体的な経済改革プログラムの策定を支援し、モンゴル経済政策立案者の育成を目的とした開発調査の実施を要請した。この開発調査はモンゴル国市場経済化支援調査として、1998年9月～2000年3月まで実施された。

徴税機能強化支援調査フェーズⅠはこの中の主要な部門の一つとして実施された。その目的は歳入における徴収能力の向上のための提言と、モンゴル国税庁の現場レベルでの徴税官養成に向けた技術移転を行うことであった。それらの成果を最終報告書として1999年8月にモンゴル側に提出した。モンゴル政府は徴税機能強化部門の成果を高く評価し、この分野での継続的な協力を日本政府に要請した。日本政府は税目別の徴税執行の強化を図ることにより、フェーズⅠにおいて実施した技術移転の成果が更に効果的になるとの判断に基づき、徴税機能強化支援調査フェーズⅡを実施すべきとの結論に達した。そして2000年7月より2001年7月まで徴税機能強化支援調査フェーズⅡが実施された。

## 1.2 調査の目的

モンゴル国経済の現況（市場経済体制への移行）に対応できるように、モンゴル国税庁の税務行政機能・執行能力の強化を図り、歳入の増加を実現することにより、財政赤字の減少、ひいては同国の財政基盤の整備を図ることが本調査の目的である。特に徴税機能強化支援調査フェーズⅡにおいては、政府側における徴税メカニズムの検討、納税者側の納税メカニズムの検討、その両者のメカニズムを補完する納税環境の整備の検討、および新税の検討を行うとともに、それらに対する提言および技術移転をすることである。その結果として、より効果的な税務行政の執行ならびに歳入の増加を可能とすることを旨とするものである。

## 2 フェーズ I 及びフェーズ II 調査における実績

本調査団の提言に基づき、モンゴル国政府によりフェーズ I 調査において実施されたもの、フェーズ II 調査において現時点で実施されたものは、以下の通りである。

### 2.1 フェーズ I 調査

モンゴル国政府はフェーズ I 調査の提言を踏まえて、提言後に次の主要項目について実施決定または実施済みである。

- (a) 全てのモンゴル国の徴税組織における機能的および組織的な大改革〔2000年2月〕
- (b) 大規模納税者に対する「レジスター制度」及び大規模納税者以外の納税者に対する「モンゴル国国税庁発行の法定領収書制度」の導入の決定〔2000年3月大蔵大臣・農林大臣指令及び2001年1月政府指令〕
- (c) 隠し所得〔資産〕の発掘、その課税・徴収に関する革新的な手法、新しい手引およびマニュアルとして提言された検査手法および同マニュアルの採用〔2000年2月〕
- (d) 脱税者に関する情報収集のため、その提供者に対する奨励システムの改善
- (e) 税務職員の業務評価、昇任昇格及び奨励基準の再設定



## 2.2 フェーズⅡ調査

本件フェーズⅡ調査の着手時に、緊急課題としてモンゴル国政府より同国の全税法改正にかかる協力依頼が本調査団にあり、調査団は同国の全税法にかかる改正・創設作業を2000年7月から2000年12月にかけて実施し、最終的に改正・創設にかかる提言書を提出した。

2001年5月現在、国会において改正法案の審議中であるが、現時点までに調査団の協力の基において成立等した主な税制は次のとおりである。

- (a) 不動産税法及び特別印紙税法の創設
- (b) 各税法の改正〔個人所得税法、法人所得税法、付加価値税法、特別税法、車両税法、自動車ガソリン及びディーゼル燃料税法〕

なお、その改正部分が非常に重要である国税庁における税務行政執行法としてのプロセス法及び税法典の共通法である一般税法等は、現在も国会審議中である。

## 2.3 フェーズⅡ調査における提言概要

本レポートは、フェーズⅠ調査及びフェーズⅡ調査を通して把握されたモンゴル国の歳入を取り巻く諸状況を踏まえ、歳入の効率的かつ確実的及び低コストによる確保を前提にした各種の観点からの詳細な検討を実施した。その結果に基づき、適正かつ公平で、徴税コストが安価で、制度実施が容易であり、制度実施に緊急性があり、タックススペースを上げるのではなくタックススペースを拡大する等の課題を達成することが可能である方策についての提言が本レポートの主な内容となっている。

また、本提言において特に留意した点は以下の通りである。

- (a) 現況のモンゴル国税庁を取り巻く最も重要な課題である闇経済への課税及び徴収にかかる諸対応、現金取引業者への課税及び徴収にかかる諸対応などの税と無関係に所得を得ている納税義務者に対してどのように一網打尽的にその対応を行うことができるか。
- (b) 税務行政・執行の効率的な確保を前提に、結果的に納税義務者への課税・検査・徴収をどのようにすれば適正かつ効果的に実施することができるか。

以下は、提言項目の概要である。

### 2.3.1 租税制度

この提言の主眼はつぎの通りである。

- (a) モンゴル国の歳入増加を第一の目的とする。
- (b) 同時に、モンゴル国の将来を見据えかつ現時点において納税者の反発をより僅少に抑え、また、納税者において受け入れやすいような内容とする。
- (c) 改正又は制度創設に伴う徴税コストの増加を最小限に抑える。
- (d) しかも緊急的にその改正又は制度創設を要するものとして必要最低限の部分を提言する。

既に成立した各税法において調査団指摘の改正等についての提言内容は十分に反映されていない面もあるので、現在国会審議中の一般税法等とともに、それらの要改正項目の重要性に鑑み主要税目における所要の改正事項について提言を

したものである。レポートにおいては、現行税制において重要である税共通法、税執行法及び主な個別税法の現行法等を前提にその改善策についての提言を行っている。

個別の提言事項は、次のとおりである。

- ・ 一般税法
- ・ 課税と納税の監督と徴税に関する法（プロセス法）
- ・ 法人所得税法
- ・ 個人所得税法
- ・ 法人所得税法及び個人所得税法に共通する事項
- ・ 付加価値税法
- ・ 不動産税法
- ・ 相続税及び贈与税法

### 2.3.2 法定領収書制度の創設

一定額以上の経済的取引における領収書を法定化することにより、企業や国民における一定額以上の経済的取引を、国家が結果的に直接的に把握することが可能となる。また、国税庁においては、納税義務者における申告内容の妥当性を直接的に把握できるとともに無申告者も容易に把握でき、闇経済や現金取引業者への課税及び徴収を直接的に、安価かつ容易に短期間において実施することが可能となる。この方策としての〔法定領収書制度の創設〕を法案も含めて提言したものである。

### 2.3.3 推計要領

法定領収書制度が完璧に実施された場合においても脱税を図る納税義務者は当然に発生する。また、現況においてもモンゴル国の脱税者は多数存在している。これに対して、それら納税義務者の各種税法上の所得をモンゴル国国税庁において適確に推計課税し徴収する必要が喫緊の課題であるため、〔所得の推計要領〕においてその方策を提言したものである。

申告納税制度の下においては、営業収支に関する帳簿書類の記録に基づき、納税者自らが課税所得及び課税額を算定するのが建前である。営業収支に関する帳簿書類の記録がないからといって課税を免れることが許されないのは、租税負担の公平の原則から明らかなことである。

このような場合に、帳簿書類の記録以外の何らかの間接的な資料に基づき所得を確定することを推計課税と呼ぶが、モンゴル国の一般税法、個人所得税法、あるいはそれらを受けての通達においても、他との比較により所得を推計することができる旨の規定が置かれているところである。実際の税務検査においても、推計により所得を確定することも行われている。

しかしながら、それらの課税処分が裁判で争われた場合には、客観的な証拠資料に基づく推計方法の合理性の立証が不十分なため、かなりの高い割合で課税処分が取り消されているのも無視できない事実である。

これらの事態に対処するため、推計課税の具体的な手法を論理的かつ体系的に整理し課税実務の参考に供することを目的にその手引きを作成するとともにその技術移転セミナーを実施した。

#### 2.3.4 法人税検査

モンゴル国における法人課税制度においては、納税者の税務申告の適正性に関する検査システムが非効率であるという問題点が存在している。具体的には、検査対象者の選定、準備検査の方法、税務検査方法、税務情報資料制度等である。それらを改善する策として以下の方策があげられる。

- (a) 検査対象法人の粗選定における改善
- (b) 準備検査の改善
- (c) 税歴表の創設
- (d) 税務検査方法の多様化
- (e) 優良事績検討会の開催
- (f) 税務情報資料制度の創設と有効活用
- (g) 検査官の能力向上

### 2.3.5 青色申告制度の導入

まじめに申告及び納税をしている納税者に対しては、それ以外の納税者に対するよりも各種の優遇措置を講ずることにより、そこにおける納税意識がさらに向上すると考えられる。また、優遇措置を受けるために、まじめな納税者が増加するものと判断される。このため、優良納税者に対する褒賞制度を創設すべきことについて提言をしたものである。

青色申告制度とは、事業を営む個人あるいは法人が所得の申告を行うに際して、日々の取引を記録した帳簿書類に基づいて所得を算定している場合には、何らかの税法上の特典を付与することとし、帳簿書類に基づかないで申告する納税者より有利に取り扱おうとする制度である。申告納税制度のより一層の定着を図る上で、極めて有効な手段としての意義を有する。

しかしながら、モンゴル国における納税者の帳簿書類の記録等の現状を見ると、外資系の企業及び国営企業等の大法人ならびに一部の中小法人を除き、大半の納税者は取引を帳簿書類に記録するという慣行が存在していない。

そこで、青色申告者に対する青色申告特別控除やその他の特典を納税者が有利と感じ、これを受け入れることができるように、納税環境を整備していくことが重要である。このため、帳簿書類の記録等がない場合には、推計課税等の方法により課税の強化を図り、また帳簿書類の記録等がなくても納税は免れないものであり、かえって不利であるとの意識をもたせるような税務調査を行う必要がある。それと併せて、納税者に対し、税務機関による納税思想の高揚を図るための広報活動、簿記知識の普及及び記帳指導の強化を図りながら、ある程度の成果を見届けた段階で、青色申告制度の導入を図るべきである。

### 2.3.6 不確定所得性事業・サービスにかかる課税

個人所得税法上において著しい課税の不公平が存在しているため、それを是正することに関する提言をしたものである。

不確定所得性事業・サービスにかかる自営業者に対する課税方法は、租税の公平負担の観点から好ましい制度ではなく、早急に廃止して個人所得税法に基づく本則課税を行うべきとの提言を行ったところである。

しかしながら、この制度をただちに廃止することは、納税者側の納税意識の問題及び税知識の不足、記帳慣行の不備の問題、税務機関側の執行体制の不備の問題等から問題が多く、多少の課税の公平性を犠牲にしても、効率的に最低限の納税を確保するという観点からこの制度の廃止は困難とされている。

そこで、本調査報告書においては、将来的に全面廃止を目標に、それまでの改善策として、次の提言をした。

- (a) 現行法の対象業種を少なくし、パテント料を実態に合わせて改正する方法
- (b) パテント料を年税額の前払いとし、年末決算を行う方法
- (c) 現行法の解釈上、パテント料に比し高額な収益を上げている業者については、不確定所得性事業・サービス業者に該当しないとする方法

### 2.3.7 税務会計制度

適正かつ効率的に歳入を確保するためには、税務行政上の改革だけではなく国民及び企業等において税務会計制度が広く認知及び深く習得される必要がある。その方策として、調査団は簿記会計制度の定着と税理士制度の導入を提言した。

税務行政がうまく機能しない理由の一つとして納税者側の会計の知識不足があげられる。モンゴル国政府は会計帳簿を複式簿記により記帳することを指導している。従って、この複式簿記による記帳制度を更に定着させ、財務諸表の作成や総勘定元帳をはじめとする帳簿等の保存を指導していく方法がとられるべきである。その簿記の知識を広く納税者に理解してもらうため、見本として簿記初級レベルの教本を成果物として作成した。納税者の意識が高まり、この記帳制度が定着すれば、やがては「不確定所得性事業・サービスを経営する個人に関する税法」のような法律も改正され、納税者の不公平感も是正されこととなる。

税理士制度の創設は税務職員の意識向上の一策として、税務職員の退職後における経済的および社会的な保障の確保につながる。同時に歳入の強化に寄与する側面も持つのである。更にその創設は、モンゴル国の納税者においては実質的に簿記会計制度が定着していないことから、国税庁全体の税務行政もその執行において著しく困難となっている現況を打破できるということである。税務、簿記及び会計の専門家である税理士が納税者に依頼され、納税者の申告や納税にかかる全ての処理について関与すれば、歳入の強化となるはずである。

### 2.3.8 査察制度

特定納税者に一罰百戒としての刑事罰を与えるための制度としての査察制度について、モンゴル国の現況を踏まえながら問題点を把握し、その方策について提言をしたものである。

査察は、最も強力な税務検査の手法であり、それだけに、最終的には被対象者をも納得せしめるほどの徹底、かつ的確になされることが肝要である。また、その結果について、司法当局の信頼も得られるよう、責任ある判断を下すことのできる地位にある者の指導のもとに、最も有能な検査官によって組織的に実施されるべきである。

### 2.3.9 税務行政訴訟

モンゴル国においては、税務機関による課税、検査及び徴収に対して税務訴訟が提起された場合、非常に敗訴するケースが多い。本来的には訴訟において門前払いとなるはずである税法に定めてある期限や条項に納税者が違反した場合においてさえ納税者側から行政訴訟を提起され、結果的に税務機関が敗訴しているケースも存在している。

これらの状況にかかる改善策として次の提言をした。

- (a) 税務機関及び税務担当職員としての法的権限を拡大すべきであるとともに、曖昧な法規定を排除すべきである。
- (b) 証拠能力の拡充をすべきである。日々の検査官の検査は必ず納税者の真実の証拠に基づいた事実関係をもとに進め、納税者に対する不正申告または過小申告の指摘は必ず把握した真実の証拠により裏付けされている状況において実施されるべきである。やむを得ず標準課税方式を採用する場合には、訴訟において勝訴が可能となる方式において課税を実施すべきであり、その方式の検討は国税庁において速やかに行われるべきである。
- (c) 税務紛争解決委員会の機能を拡充すべきである。税務紛争解決委員会による紛争処理は、その後に訴訟があることを前提に詳細な検討の上行われるべきである。訴訟がその後にあることを前提にした場合には、同委員会のメンバーとして常任委員としての法務省担当者又は裁判官も入れるべき

である。

- (d) 国税庁は司法当局（具体的には法務省及び最高裁判所）と経常的な協議委員会を速やかに設定すべきである。

### 2.3.10 職員の汚職防止制度

汚職の第一の形態は金銭收受による課税処理額の減額であると推定される。なぜ税務職員が汚職をするのかという最大の問題点は、言うまでもなく、モラルの欠如の前に公務員としての賃金が少ない点に絞られるはずである。このため、職員の汚職を防止するためには、モラルの向上とともに職員の収入がより向上する方策を同時に検討すべきである。

このための改善策として、次の三点について提言した。

- (a) 税務職員にかかる金銭的収入水準の向上
- (b) 秘密監察担当官の設置
- (c) 職員定期異動制度及び褒賞制度の拡充、税理士制度の創設

### 2.3.11 納税環境の整備

納税者教育と税務広報の追加的改善策について提言をしたものである。

#### A 租税教育

- 1) 納税の義務意識を納税者という範囲ではなく全ての国民に定着させねばならない。モンゴル国の将来を考えた場合には、小学校、中学校および高等学校において継続的な租税教育のカリキュラムを組み実施すべきである。納税者の権利と義務について将来の納税者たる若者に教科書上の教科として国家的レベルにおいて教育がなされるべきである。なお、租税教育は、単に納税額算出の方法としての簿記の技術を教えるものではなく、民主主義的な市民社会を維持・発展させるために税がいかなる役割りを果たしているのかを教えるものである。したがって、租税教育は、国家社会の仕組みを教える教科の一環として取り上げられるべきものである。



- 2) 租税に関わるあらゆる分野の研究につき、一層のレベルアップを図るための施策を講ずるべきことを提言した。これは、現行税制の改善に直接関わる施策というべきことかも知れないが、同時に、上記の施策に欠かすことのできない、いわば租税教育のためのインフラ投資が必要と考える。
- 3) 政府部内に、国税庁が事務局となってプロモートする租税研究推進のための横断的な組織（審議会といった権威あるものが望ましい。なお、特定の事項については研究する場合はプロジェクト・チーム形式の柔軟性のある組織の方がよいかもしれない）を設置するべきことを提言した。

## B 納税者に対する広報

- 1) 一般国民の税に対する関心を高めるため、国税庁として組織的にマスコミに適切な情報を提供することで、マスコミの影響力が納税意識向上の方向に向かうような確かな施策を講ずるべきことを提言した。具体的には一定額以上の納税者と脱税者の公示等である。
- 2) 次に、新規納税者登録者等に対する1年間（四半期に一度等）にわたる税目別税務講習を課税と納税の監督と徴税に関する法において義務付け、当該講習とともに国税庁が実施すべき広報を直接的に行うべきである。
- 3) また、租税について正しい理解を持った納税者の育成および組織化を図り、納税意識の高揚策推進への協力を求める施策を講ずるべきことを提言した。

以上の提言の内容について、モンゴル政府が速やかに実施に移した場合には、安価な徴税コストにおいて従前に置ける税徴収額を短期間に飛躍的に増加させることができるとともに、納税者間における課税の公平が確保され、タックススペースを著しく拡大させることが可能である。このため、モンゴル国政府はこれらの提言の早期実施に向けた諸対応を実行すべきであると考えられる。

### 3 今後の課題

モンゴル国の顕著な特徴を掲げるとしたならば、次の通りである。

- (a) 約 300 万と人口が著しく少ない。
- (b) 国民及び企業などに特別の国家が定めた特定記番号が付されている。
- (c) 納税者意識が非常に希薄である。しかしながら、国民などにおける知的レベルは比較的高いものがあるため、そのやり方次第においては新規の各種方策が導入されやすい。このことは不動産税法の創設をみてもあきらかである。
- (d) 闇経済が現実存在しているが、組織的な闇経済的は少ない。

以上の、顕著な特徴を前提に現況のモンゴル国の歳入強化を、課税の公平性を確保した上で、全ての課税及び徴収を直接かつ的確に、安価かつ容易に短期間において実施することが可能となる全納税者等を対象とした法定領収書制度法を創設し、速やかな実施を図るべきである。

次に、法定領収書制度が的確に実施された場合においても、脱税を図る者はどの社会においても発生するものであることから、訴訟においても勝訴するレベルの標準課税における課税システムの速やかな制度化を図るべきである。

最後に、個人所得税及び法人所得税における不動産譲渡所得にかかる課税を特別税率によるのではなく、それぞれにおける基本税率による課税が実施されるよう税法改正を早急に実施すべきである。これは、モンゴル国、特にウランバートル市内の不動産の値上がりが昨今において顕著であり、また、その値上がりは始まったばかりであることを踏まえた場合には、不労所得であることの意味合いから最低でも各税法の基本税率による課税が行われるべきであること、取得時から短期間による譲渡所得については基本税率より重課したところによる課税も検討すべきである。

モンゴル側リスト

モンゴル国国税局

L. ソリグ  
国税庁 長官

Y. ミシグルンデン  
国税庁 副長官

B. エルデンバータ  
政策技術局局長

Y. プルベ  
研修情報センター所長

S. ガンチメグ  
税務検査官

S. トウグルドウル  
税務検査官

C. ゴルバヤー  
税務検査官

日本側リスト

JICA 作業監理委員会

浅沼 信爾  
一橋大学大学院  
国際企業戦略研究科 教授  
アジア租税、公共政策プログラム

上野 宏  
神戸大学大学院  
国際協力研究科 教授

木本 聡子  
国税庁税務大学校  
研究部 主任教授

JICA 調査団員

小柳 友志郎  
(社)金融財政事情研究会  
国際協力室 主席研究員

平野 嘉秋  
日本大学 商学部 助教授

堀口 和哉  
関東学園大学 経済学部 教授

渡部 義信  
(社)金融財政事情研究会  
国際協力室 研究員

和田 聖明  
(社)金融財政事情研究会  
国際協力室 研究員

兼村 高文  
明海大学 経済学部 教授

岩下 検一郎  
(社)金融財政事情研究会  
国際協力室 室長

笹原 智恵  
(社)金融財政事情研究会  
国際協力室

国際協力事業団本部

貝原 孝雄  
社会開発調査部  
社会開発調査第一課課長  
(2000年9月まで)

平井 敏雄  
社会開発調査部  
社会開発調査第一課課長  
(2000年10月より)

梅永 哲  
社会開発調査部  
社会開発調査第一課課長代理  
(2001年4月より)

本田 理恵  
社会開発調査部  
社会開発調査第一課課長代理  
(2001年3月まで)

甲口信明  
社会開発調査部  
社会開発調査第一課職員  
(2001年4月より)

大山 高行  
社会開発調査部  
社会開発調査第一課職員  
(2001年3月まで)

国際協力事業団モンゴル事務所

松本 賢二  
所長

雨貝 哲雄  
次席

JICA